

「仏暦二五四四年・租税減免についての 国税法典の内容に基づき制定する勅令 (第 518 号)」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五四四年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第518号）

前文省略

第一条

本勅令を「仏暦二五四四年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令（第518号）」と呼ぶ。

第二条

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示は二〇一一年五月四日〕

第三条

本勅令において、

「外国人（コンタンダーオ）」とは、タイ国籍を有していない自然人を意味する。

「国際生産のための商品調達センター（スーンクラーン・ガーンチャットハー・シンカー・プア・ガーンパリット・ラワーンプラテート）」とは、商品、原料及び部品を購入し、グループ企業に販売する事業を営むためにタイの法律に基づき設立された会社を意味する。

「グループ企業（ウィサーハキット・ナイ・クルア）」とは、国際生産のための商品調達センターと以下の形態をもって関係を有する会社または法人パートナーシップを意味する。

（一）国際生産のための商品調達センターの株式を全資本の25%以上保有する会社または法人パートナーシップ。

（二）国際生産のための商品調達センターが全資本の25%以上株式を保有する会社、またはパートナーとなっている法人パートナーシップ。

（三）（一）に基づく会社または法人パートナーシップが全資本の25%以上株式を保有する会社、またはパートナーとなっている法人パートナーシップ。

（四）国際生産のための商品調達センターの事業を管理する、もしくは運営及び経営を監督する権限を有する会社または法人パートナーシップ。

（五）国際生産のための商品調達センターが事業を管理する、もしくは運営及び経営を監督する権限を有する会社または法人パートナーシップ。

（六）（四）に基づく会社または法人パートナーシップが事業を管理する、もしくは運営及び経営を監督する権限を有する会社または法人パートナーシップ。

第四条

国際生産のための商品調達センターの雇用により外国人が得たと評価される所得について、国税法典の第五〇条（一）に基づき計算した時に、国税法典の第二編・第三章末尾の

所得税率表に定めた所得の15%超の税率で納税しなければならないところを、所得の15%で源泉徴収する。

第一段に基づき評価する所得が、国税法典の第五〇条（1）に基づき所得税を源泉徴収する時、所得の15%未満で源泉徴収しなければならない場合、所得を有する外国人は、所得の支払人がその所得の15%の税率で源泉徴収することを容認した時、第六条に基づく所得税のための計算に当該所得を含めなくてもよい権利を有する。

第五条

第四条に基づく権利のある外国人は、第九条（一）及び（二）に基づく所得、並びにタイ国内外での原料または部品を調達し、グループ企業によりなされた生産のためにタイ国内で設立されたグループ企業に対し、その原料または部品を販売したことによる所得の合計の50%以上、第九条（一）及び（二）に基づく所得が第一〇条に基づく最初の会計期から連続して5会計期にわたってあるところの、第一条及び第二条に基づく資格を有する国際生産のための商品調達センターに常勤していなければならない。このときその勤務期間内にタイ国から一時出国したとしても、連続して5年以内において当該権利を得る。ここに当該権利を得るのは局長が布告規定した書式に従い国税局に届け出た国際生産のための商品調達センターの3人以下の上級経営者または上級専門家のみとする。

国際生産のための商品調達センターが第一条または第二条に基づくいずれかの資格を欠く、または第九条（一）及び（二）に基づく所得、並びにタイ国内外で原料または部品を調達し、グループ企業によりなされた生産のためにタイ国内で設立されたグループ企業に対し、その原料または部品を販売したことによる所得の合計の50%に、第九条（一）及び（二）に基づく所得が満たない場合、外国人の第四条に基づく権利は最初の税年度からなくなり、第四条に基づき権利を得た外国人がいずれかの税年度に国際生産のための商品調達センターの常勤でなくなった場合、外国人の第四条に基づく権利はその税年度からなくなる。

第四条に基づき評価所得の15%で源泉徴収された外国人は、評価所得に係る申告時に、所得税納税のための計算にその評価所得を含めなくてもよい。ここに外国人が源泉徴収された所得の全部または一部について還付を求めない、またはタックス・クレジットを求めない場合についてのみ、含めなくてもよい。

外国人が国税法典の第四〇条（四）及び（八）に基づき評価される（課税対象となる）所得を有し、国税法典の第五〇条に基づき源泉徴収され、国税法典の第四八条（三）及び（四）に基づく納税を選択する権利を有する場合、評価所得に係る申告時に国税法典の第四〇条（四）及び（八）に基づき評価される所得、及び第四条に基づき源泉徴収を受ける所得を所得税納税のための計算に含めなかったことが明らかな時、外国人は第一段に基づく免除を受ける権利を有する。ここに源泉徴収された所得の全部または一部について還付を求めない、またはタックス・クレジットを求めない場合についてのみ免除を受ける権利

を有する。

第一段及び第二段に基づく免除において、外国人は所得税納税のための計算に含めない評価（課税）所得に係る報告を提出しなければならない。

第七条

国際生産のための商品調達センターに常勤する外国人は、その外国人の外国派遣によって生じた雇用による所得について、国税法典の第二編・第三章・第二節に基づく所得税を免除する。ここに、その所得は国際生産のための商品調達センターまたはタイ国内のグループ企業の所得税計算で直接または間接的に支出として計上しない場合に限る。

第八条

第六条及び第七条に基づく権利を得る外国人は、第一条及び第一二条に基づく資格を有する国際生産のための商品調達センターに第一〇条に基づく最初の会計期から連続して5会計期にわたって常勤していなければならない。このときその勤務期間内にタイ国から一時出国したとしても、連続して5年以内において当該権利を得る。ここに当該権利を得るのは局長が布告規定した書式に従い国税局に届け出た国際生産のための商品調達センターの3人以下の上級経営者または上級専門家のみとする。

国際生産のための商品調達センターがいずれかの会計期において第一条または第一二条に基づくいずれかの資格を欠く場合、外国人の第六条または第七条に基づく権利は最初の税年度からなくなり、第六条または第七条に基づき権利を得た外国人がいずれかの税年度に国際生産のための商品調達センターの常勤でなくなった場合、外国人の第六条または第七条に基づく権利はその税年度からなくなる。

第九条

国際生産のための商品調達センターに対し、国税法典の第二編・第三章末尾の所得税率表の会社または法人パートナーシップについての（2）の（a）に基づく所得税率を引き下げ、以下の収入について所得税引き下げを受ける最初の会計期から連続5会計期にわたって純益の15%で徴収する。

（一）外国にあるグループ企業に対する外国での商品の調達、販売からの収入。ここに当該商品はタイ国内に輸入されない。

（二）グループ企業によってなされる外国での生産のための、外国にあるグループ企業に対する国内外での原料または部品の調達、販売からの収入。

第一〇条

第五条、第八条または第九条に基づく会計期は以下のように数える。

（1）第一条（五）に基づき国際生産のための商品調達センターとして届け出た日に、

または届け出た日の後に会計期が始まる場合、その会計期を最初の会計期として数える。
または

(2) 会計期中に第一条(五)に基づく国際生産のための商品調達センターとしての届け出があった場合、12か月に満たないとしても、その会計期を最初の会計期として数える。

第一条

第九条に基づく権利を得る国際生産のための商品調達センターは、以下の資格を有していなければならない。

(一) 各会計期末日における払い込み資本が1000万バーツ以上ある。

(二) 以下の支出がある。

(a) 各会計期に1500万バーツ以上、国際生産のための商品調達センターの事業に係る業務遂行において国内の受取人に対し支払う支出がある。このとき資産の減価償却費、業務遂行における外国への支払い、商品代、原料または部品代、暖簾代、著作権料またはその他の権利金、組立代金及びパッケージ代金は含まない。または

(b) 各会計期に3000万バーツ以上、国際生産のための商品調達センターが国内の受取人に対し支払う、国税法典の第六五条の三(五)に基づく投資の形態を有する支出がある。このとき証券・証券市場法に基づく証券への投資金は含まない。

(三) グループ企業を有する。このとき設立目的に基づく事業を営み、実際に事業地には経営者及び従業員を有していなければならない。ここに国税局に通知したところと一致していなければならない。

(四) 国際生産のための商品調達センター内には国税局長が布告規定した最低職能及び知識のある従業員を有する。

(五) 国際生産のための商品調達センターとして届出がしてある。ここに国税局長が布告規定した原則、方法、及び要件に従い、国税局長が布告規定した届出日から2年以内に届け出なければならない。

第一二条

三年目以降の会計期から第九条に基づく権利を得る国際生産のための商品調達センターは、第一条に基づく資格のほかに、以下の資格を有していなければならない。

(一) 各会計期に第九条(一)及び(二)に基づく収入が合計で10億バーツ以上ある。
かつ

(二) 国際生産のための商品調達センターの事業に従事する従業員3人以上に、年1人につき250万バーツ以上の賃金支払いがある。

第一三条

国際生産のための商品調達センターがいずれかの会計期において第一条または第二条に基づくいずれかの資格を欠く場合、第九条に基づく権利は最初の税年度からなくなる。

第一四条

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

(おわり)